

国営諫早湾干拓事業（長崎県諫早市）の潮受け堤防排水門の開門を巡る訴訟で、福岡高裁が漁業権消滅を理由に「開門請求権がない」として、開門判決（2010年確定）を「無効化」した判断が波紋を広げている。注目されているのは、「免許期間が過ぎて再取得する」、「免許は別物」、「開門請求権がない」という理屈。実質的に漁業権を継続している漁業者からも不満の声が上がる。

漁業権制度は明治時代につくられ、漁業者の免許は申請すれば必ず更新される「永久に続く権利」と考えられていた。戦後は漁場利用の固定化を防ぐため、漁場計画に基づき、都道府県知事が免許を出

## 諫早開門「無効化」判決で波紋

### 専門家ら 高裁判断を疑問視

1997年 4月	堤防閉め切り
2003年 9月1日	漁業権免許
08年 6月	佐賀地裁 開門命令
10年 12月	福岡高裁 開門命令（確定）
13年 8月31日	漁業権消滅
11月	長崎地裁 開門禁止 仮処分決定
12月	開門命令 履行期限
15年 1月	最高裁 「開門するまで制裁金」
18年 7月30日	福岡高裁判決 「以降の開門請求は無効」

諫早開門問題と  
漁業権を巡る流れ

は、これらの経緯に触れ、「新設定された新たな権利であるのは、『免許期間が過ぎて再取得する』『免許は別物』『開門請求権がない』といふことになる。水産庁漁業調整課も『存続期間が終われば漁業権は消滅し、全く新しい権利になる』と説明する。ただし、単純に考えれば10年12月の開門判決から漁業権

は、これらの経緯に触れ、「新たに設定された新たな権利であり、もとの漁業権とは別個で法的な同一性を有しない」といふことになる。水産庁漁業調

# 漁業権期限過ぎれば“別物”？

す制度に改正。漁協が持つ共

同漁業権は存続期間を10年と

し、経過するたびに再取得す

る仕組みになった。

7月30日の福岡高裁判決

は、これらは同じ漁業権を

結論付けた。実際は同じ漁業権も開門請求権も生きてい

たことになる。また、開門

しない国に制裁金の支払いを

命じる「間接強制」を認めた

15年1月の最高裁決定は、開

門請求権の「存続」を前提と

していった。時間を稼いだ國

側の「ごね得」が通った格好

だ。

◆ ◆ ◆

漁業権に関する著書がある

水産庁OBの田中克哲さんは

「漁業権の切り替えは『見直し』と位置付けられ、全く違

う権利ではない」と指摘。同

じくOBで、三重県の漁協の監

事を務める佐藤力生さんも

「どんなに海を汚して影響を

与えても、免許期間が過ぎれば訴える権利がなくなり、す

べての行為が許されてしま

う。現場の漁業者もあきれ

判断だ」と疑問視する。

仮に漁業権が消滅しても、

とで『慣習に基づく漁業権』

を持っており、開門請求権は

存続される」と話す。

判決を不服として漁業者側

は上告する方針。新旧の権利

の連続性などについて判断さ

れる見通しで、関連する訴訟

や制度に影響が出る可能性も

ある。

樺沢秀木・佐賀大教授（環

境法）は「漁業権の連続性が認められないなら、漁業者は

存続期間だけの有期雇用。

将来が保障されなくなる」と

懸念。現場の漁業者からは「先

代々漁業を続けてきた。形

式的な制度に縛られるのは納

得がない」と不満を訴え

ている。

（笠島達也、金沢皓介、高田